

警察行政職員の被服の貸与等に関する訓令

(平成10年3月3日県本部訓令第5号)

(目的)

第1条 この訓令は、静岡県警察の警察行政職員(船舶乗務員を除く。以下「職員」という。)に貸与する被服等の装飾品(以下「貸与品」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第2条 職員の貸与品の取扱事務手続については、警察官及び交通巡視員の支給品及び貸与品の給貸与事務に関する訓令(昭和54年県本部訓令第14号)に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(被貸与者の範囲及び貸与品名等)

第3条 貸与品の貸与を受ける職員(以下「被貸与者」という。)の範囲及び貸与品の品名、数量、貸与期間は別表のとおりとする。

(貸与の時期)

第4条 貸与品は、次の各号に掲げる場合に貸与するものとする。

- (1) 新規採用、配置換え等により被貸与者になったとき。
- (2) 既に貸与されている者に対しては、当該貸与品の貸与期間が満了したとき。

(貸与期間の調整)

第5条 本部長は、業務の状況及び貸与品の消耗の程度により、特に必要と認めるときは、貸与品の数量を増減し、又は貸与期間を伸縮することができる。

2 前項の規定にかかわらず、勤務の性質により必要がない者に対しては、貸与品の全部又は一部を貸与しないことができる。

(作業服又は事務服の着用)

第6条 職員は、次に掲げる場合は、作業服又は事務服を着用しなければならない。

- (1) 受付業務に従事するとき。
- (2) 所属長が行事等で斉一を期す必要があると判断して指示したとき。

(着用期間)

第7条 職員の作業服及び事務服の着用期間は、次のとおりとする。

品名	着用期間
冬用の作業服及び事務服	11月1日から翌年4月30日まで
夏用の作業服及び事務服	5月1日から10月31日まで

2 所属長は、季節的状況等により必要があると認める場合には、前項の着用期間を変更することができる。

(貸与品の取扱い)

第8条 被貸与者は、貸与品について常に使用上支障のないよう細心の注意を払って取り扱うとともに、保管の責に任じなければならない。

附 則

- 1 この訓令は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行前において、既に貸与されている貸与品については、この訓令によ

り貸与された貸与品とみなす。

附 則（平成11年3月11日県本部訓令第11号）

この訓令は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年6月17日県本部訓令第18号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年12月28日県本部訓令第29号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成14年6月7日県本部訓令第17号）

この訓令は、平成14年6月7日から施行する。

附 則（平成14年9月24日県本部訓令第21号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成23年3月14日県本部訓令第11号）

この訓令は、平成23年3月17日から施行する。